

エコボロン®PRO 新性能保証

保証書類一式

230801

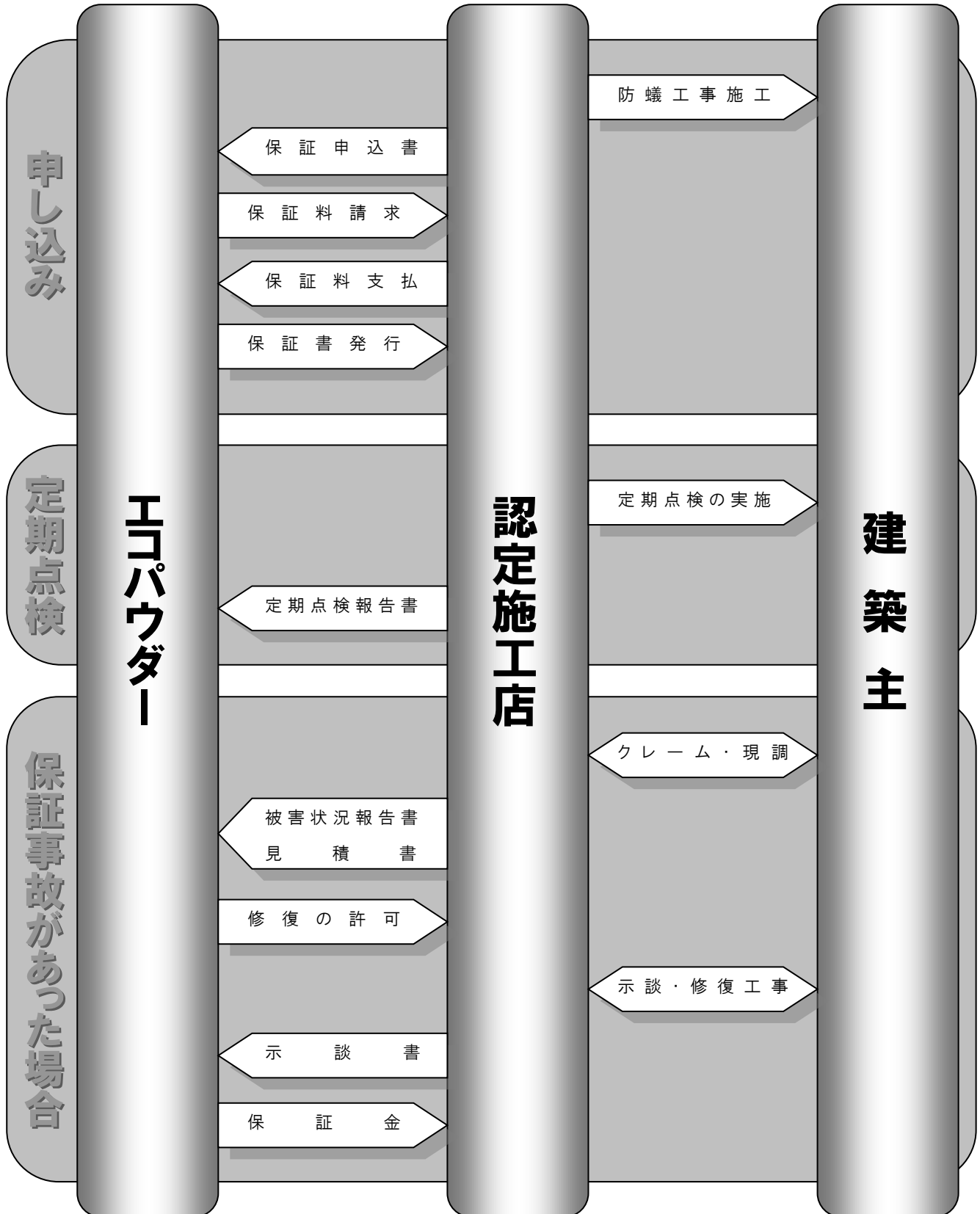


KIDS DESIGN AWARD



エコボロン®PRO 性能保証制度 フローチャート

140101



エコボロン®PRO 性能保証(5年・10年)制度の概要

対象物件	新築一戸建て住宅（※それ以外の建物については別途相談）
対象事故	エコボロン®PRO の施工完了後に、木部施工面から食害されたことによる被害（※原則として、目視できる蟻道により侵入したシロアリに限る）
対象虫	イエシロアリ・ヤマトシロアリ（※カンザイシロアリは保証対象外）
保証内容	修復費用を補償（上限 300 万円、免責 3 万円）
保証期間	エコボロン®PRO 施工完了日から5年間・10年間 ※再施工を条件として5年延長の制度有り
被保証者 (申込資格者)	エコボロン®PRO 代理店 または 認定施工店で、施工を実施した業者
申込手続	エコボロン®PRO 施工完了物件 1 ヶ月分を月末で締め、 ① 翌月 10 日までに保証申込書を提出 ② 同月 20 日までに保証料を支払
保証料	5年保証・・・2,500 円(税別)/件（※1 階床面積が 100 m ² を超える場合 2,500 円増額、以降 50 m ² 増える毎に 2,500 円増額） 10年保証・・・5,000 円(税別)/件（※1 階床面積が 100 m ² を超える場合 5,000 円増額、以降 50 m ² 増える毎に 5,000 円増額）
定期点検	5年保証・・・定期点検なし 10年保証・・・5年目に定期点検 ※新築時に アルトリセット 200SC による外周土壌処理を実施し、土壌処理施工報告書を提出することで5年目定期点検を省略可
施工	エコボロン®PRO 施工仕様書を遵守した施工 ※必ず施工記録写真を撮影し、保管すること
基礎工法	鉄筋コンクリート造のべた基礎、 またはスチール製メッシュとコンクリートによる防湿コンクリート造りの基礎で、 床下点検が可能であること
浴室	JIS A4416 相当以上の性能を有するユニットバス またはコンクリート造の腰高布基礎、もしくはコンクリートブロックによる腰壁 ※ユニットバスでない場合、浴室周りは保証適用範囲外扱い
基礎外側断熱材	第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている材であること ※基礎断熱材(外側・内側を問わず)の接着面(基礎側)あるいは内部より侵入したシロアリ被害は保証対象外
注意点	(1) 沖縄県・伊豆諸島・小笠原諸島・薩南諸島・日本国外は性能保証の対象外となります。 (2) その他主な免責事項として ①引受損害保険会社の滅失、事業の廃止 ②施工面以外からの食害 ③手続・点検の不備等があります。 (3) アルトリセット 200SC は土壌処理用薬剤になりますので、『しろあり防除施工士』の資格保有者による取扱い及び施工をお願いします。 ※詳細は、保証規定をご確認ください ※点検に掛かる費用は被保証者様において、適正価格にてご設定願います。



5年性能保証

保証書番号: 191001101

2019年10月3日

保証書 見本

【認定施工店】0000-000

見本 様

株式会社
エコパウダー

本防蟻工事につき、株式会社エコパウダーは、認定施工店に対し下記の通り保証いたします。
※本保証は建築会社様や、建物所有者様に対して保証するものではありません。

記

I. 保証事項

- 保証対象物件に、エコボロン®PROが本来有するべき性能が発揮されずにシロアリによる損害が発生した場合、保証規定に基づき、修復費用を賠償いたします。
- 保証の対象となるシロアリは、イエシロアリとヤマトシロアリの2種類とします。
- 本保証は、保証規定の各条項を満たしたものに限り、満たしていない場合は一切保証されません。裏面の保証規定を必ずご精読ください。

II. 保証対象物件

所有者	山田太郎 様		
所在地	埼玉県草加市		
保証期間	2019年10月1日	から	保証期間は施工完了日から5年間
	2024年10月1日	まで	
施工の種類	新築	1階床面積	50.00 m ²
使用材料	エコボロン®PRO	使用数量	1.5 缶
建築会社	株式会社エコボロン	(住所)	埼玉県草加市
		(電話)	***-***-****
特記事項			

ECOPOWDER
Corporation Japan

エコボロン®PRO 新築5年 性能保証制度 保証規定 (2019.10.01)

(保証の概要)

第1条

1. **エコボロン®PRO** 新築5年性能保証制度 (以下「本保証」という) は、本保証規定に基づき、本保証の対象となる住宅 (以下「対象住宅」という) にシロアリの被害が発見され、その修復工事を行う場合に、株式会社エコパウダー (以下「当社」という) が、施工を実施した代理店または認定施工店 (以下「施工店」という) に対して、修復工事にかかる費用を補償するものである。
2. 本保証の適用には、本保証規定に定める各条項を満たしていることを必要とする。
3. 本保証は当社と引受損害保険会社との間に締結された保険契約を根拠として成立している。

(保証回数および補償金等)

第2条

1. 本保証は、有効期間中に1回限り有効とする。
2. 修復工事費用の補償金額は300万円を限度とする。ただし、免責金は3万円とする。

(対象となる住宅および範囲)

第3条

1. 対象住宅は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) 新築時または増築時に、当社の規定する施工マニュアルに則り、施工店に所属し当社に認定施工士として登録された者 (以下「施工士」という) によって**エコボロン®PRO** が施工されていること。ただし増築の場合には増築部分のみが保証範囲となり、既築部分はこれに含まれない。
 - (2) 基礎が鉄筋コンクリート造のべた基礎またはスチール製メッシュとコンクリートによる防湿コンクリート造りの基礎で、基礎高が内部外部とも300mm以上あり、床下に人が潜っての点検が可能であること。ただしこれに該当しない基礎であっても、シロアリの侵入に対して強い工法であると判断される場合、保証対象となる。
 - (3) 浴室がJIS A4416相当以上の防水性能を有するユニットバスであること、または浴室周りがコンクリート造りの腰高布基礎もしくはコンクリートブロックによる腰壁であること。ただし、ユニットバスでない浴室の場合には浴室周りは保証の対象外となる。また浴室周りから侵入した可能性のあるシロアリの被害は保証対象外となる。(第10条参照)
 - (4) 基礎外側断熱材を使用している場合、第三者機関で防蟻性能を有することが確かめられた材を使用していること。なお、第10条による制限がある。
 - (5) 第10条各号に該当のないこと。
2. 本保証が適用される範囲は、対象住宅の登記部分 (ぬれ縁、テラス、車庫などは対象外) に限る。

(対象となるシロアリの被害)

第4条

1. 本保証の対象となるシロアリの被害は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害であること。
※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ等はこれに含まれない。
 - (2) **エコボロン®PRO** が処理された木部の処理面から深さ5mmを超えて内部まで食害された被害および同木部の処理面から内部を食害し貫通することで他の建築材料に広がった被害であること。
 - (3) **エコボロン®PRO** で処理された木部が土壌等に接触せず、かつ雨水、漏水、洪水または著しい結露等によって水に晒された経歴がないこと。ただし、新築時や増築時に木部が水に晒された場合で、当該箇所を**エコボロン®PRO** で再処理した場合には、ここでいう経歴には含まれない。
 - (4) 第10条各号に該当のないこと

(保証の申込)

第5条

1. 本保証は申込みを必要とする。申込み資格を有するのは、対象住宅に**エコボロン®PRO**を施工した施工店に限る。
2. 本保証の申込みには、申込者が次の各号に掲げる手続きを行う必要がある。
 - (1) 施工士が、**エコボロン®PRO**施工時点で最新の施工マニュアルに則り施工を実施していること。
 - (2) 保証を利用する際には施工写真の提出が必要となるため、施工マニュアルに従って施工写真を撮影し、保証期間が終了するまでの間、施工写真を保管すること。
 - (3) 各月1日から末日までに**エコボロン®PRO**の施工が完了した物件の保証申込書を作成し、翌月10日までに当社に提出(FAX送信可)すること。また、同月20日までに当社指定口座に保証料を振込むこと。
3. 1つの対象住宅に本保証を重複して申込みすること、および付保することはできない。重複する場合、保証期間の終期が最も早い1保証のみを有効とする。

(効力の発生、有効期間、失効)

第6条

1. 当社が発行する保証書が申込者に引き渡された時をもって本保証の効力が発生し、その時点から申込者は被保証者となる。
2. 本保証の有効期間は、対象住宅への**エコボロン®PRO**の施工完了日から起算し、5年後の午後4時までとする。
3. 第10条各号に該当があるなど、本保証が適用されないことが明らかとなった場合、その時点で本保証は失効する。

(被保証者の管理義務)

第7条

被保証者は、本保証の有効期間中、第5条2項(2)に定める写真の保管とともに、第8条(通知義務)および第9条(事故連絡および保証の申し出)に定める各種手続きを遅滞なく適切に実施する義務(以下「保証管理義務」という)を負う。保証管理義務を怠ったことが明らかになったときは、その時点で本保証は失効する。

(通知義務)

第8条

次に掲げる各号に該当する場合、被保証者は、2週間以内に書面にて当社に連絡をする必要がある。

- (1) 対象住宅の所有者に変更があったとき
- (2) 被保証者(施工店)が社名変更、事業の廃止または廃業したとき
- (3) 対象住宅の増改築、改装、用途変更、補修または移設等があったとき

(事故連絡および保証の申し出)

第9条

1. 点検時や居住者などからの情報によりシロアリの発生を発見、または可能性がある判断した場合、被保証者はすみやかに当社に連絡をし、連絡後2週間以内に、規定書類(①被害状況報告書 ②住宅の修理見積書 ③保証書)とともに、第5条2項(2)の施工写真および被害箇所の写真を提出する必要がある。ただし②については、当社と打合せをした後の提出でも良い。
2. 被害状況報告書ならびに見積もりに基づき、当社社員または損害保険会社の社員等が被害状況を確認する場合、被保証者は協力しなければならない。
3. 被保証者は、修復工事が必要か否かの判断がつかない場合、木造建築の専門家(一級建築士等)の判断を仰ぐこと。
4. 本条1項の連絡と諸手続きを完了後、被保証者は当社との間で書面による合意書を締結した後、速やかに当該建物のシロアリ駆除作業を行わなければならない。なお、被保証者が正当な事由が無く駆除作業に着手しない場合、当社が被保証者の代理として、直接駆除業者に駆除工事を依頼することができる。この際、被保証者は施主に対し、その旨を説明し、駆除作業に支障が出ないように

優先して協力する義務を負う。駆除費用はすべて被保証者の負担とし、当社から請求があったときは、請求日の日付から 30 日以内に精算しなければならない。

(保証が適用されない場合)

第 10 条

次に掲げる各号のうちに該当があった場合には、本保証は適用されない。

- (1) 地震、火山の噴火、洪水、津波、台風、暴風雨または豪雨等の自然現象が原因となりシロアリが誘発された場合
- (2) 沖縄県、伊豆諸島、小笠原諸島、薩南諸島または日本国外に所在する住宅の場合
- (3) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害でない場合（※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ、キクイムシ、腐朽菌、その他木材害虫による被害など）
- (4) **エコボロン®PRO** の施工完了日以前から、すでにシロアリに侵入されていた場合
- (5) 対象住宅への**エコボロン®PRO** の施工時に、最新の施工マニュアルを遵守した施工がされていない場合（処理量の不足、必須施工箇所の処理忘れ、雨水等に濡れた際の再処理を怠った、など）
- (6) **エコボロン®PRO** による処理がされていない木部（玄関上がり框や胴縁等）からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (7) **エコボロン®PRO** による処理が木部全面にされていない場合で、無処理の部位からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (8) **エコボロン®PRO** による処理がされた木部にヒビ割れ等の損壊が発生し、そこからシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (9) 木部が撥水性能を有しているため**エコボロン®PRO** の浸透が妨げられた場合で、その木部からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (10) 増築時に**エコボロン®PRO** を施工し保証を付保した対象住宅の場合で、増築部以外（既築部および既築部と増築部の接合する箇所等）からシロアリが侵入して発生した被害である場合
- (11) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分の被害である場合
- (12) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分から侵入した可能性のあるシロアリの被害である場合
- (13) 基礎の仕上げ材（木質系サイディング材、サイディング裏に貼付された断熱材、基礎表面モルタル仕上げ材、基礎表面に貼付されたタイルやレンガ等）の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (14) 基礎断熱工法の基礎断熱材（内側・外側）の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (15) 玄関内側・外側等（勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む）の土間仕上げ材（タイル、レンガ、コンクリート、モルタル仕上げ等）の下地材（断熱材、盛土、盛砂等）を通して（これらは目視点検ができない箇所）シロアリが侵入し発生した被害である場合
- (16) 玄関内側・外側等（勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む）の下地造成、仕上げ造成（盛土、盛砂、断熱材等）に起因し、または基礎型枠材に使用する部材（セパレーター）の隙間からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (17) 対象住宅の施工の不備、防水の不具合、または損壊等が発生した際の修繕の不備が原因となりシロアリが侵入し発生した被害の場合
- (18) 故意または過失、および住宅構造によって、シロアリが誘引された状況が強く認められる場合（※床下土間の清掃不備、防水不具合等による湿潤状態の継続、基礎外周の土盛り、耐力壁や下地板等の耐湿処理の不備、基礎立ち上がり部分に接した基礎断熱材・サイディング等の建材に起因する場合、など）
- (19) 被保証者が保証管理義務（第 8 条 定期点検義務、第 9 条 通知義務、第 10 条 事故連絡および保証の申出）を怠った場合
- (20) 引受損害保険会社が廃業等で滅失した場合または損害保険事業を廃止した場合
- (21) 本保証の保証期間が終了した場合

(22) 建物にシロアリが発生または発生の疑いが生じたとき、認定施工店に連絡が無く防除施工、駆除施工または修復施工がされた場合

(5年延長保証制度)

第11条

1. 被保証者は本保証を同条件で5年延長するため「5年延長性能保証制度」を1回に限り申込みことができる。
2. 申込条件等は別途「5年延長性能保証制度 保証規定」に規定される。主な条件として①本保証が有効であること、②本保証期間の終了日3ヵ月前から終了日までの間に**エコポロン®PRO**を再施工すること、③延長申込手続を行うこと、がある。

(事故調査および補償金額の決定)

第12条

1. 補償金額は、第9条の事故調査等を参考に、専門家によって算出された修復費用の評価金額により決定する。
2. 補償金額はシロアリによる食害部分の修復を目的とする直接の工事費用に限られる。(事故調査費用はこれに含まれるが、修復工事後の新たな防腐防蟻処理の費用は含まれない。)
3. 第9条の事故調査等の結果、保証が適用されないことが明らかとなった場合、修復費用は補償されず、また事故調査費用も補償されない。

(保証方法)

第13条

1. 第12条により決定された補償金額が免責金の3万円を上回る場合、補償金額から免責金3万円を差し引いた額を、被保証者に対して支払うものとする。
2. 補償金額が免責金の3万円を下回る場合、補償金は支払われない。

(保証内容の変更)

第14条

当社および引受損害保険会社は、本保証規定の内容を変更する必要がある場合は、予告無く変更することができる。

(合意管轄)

第15条

本保証に関して争訟の必要が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則 この保証規定は令和元年10月1日より適用される。



10年性能保証

保証書番号： 191001301

2019年10月1日

保証書

見本

【認定施工店】 0000-000

見本 様

株式会社
エコパウダー

本防蟻工事につき、株式会社エコパウダーは、認定施工店に対し下記の通り保証いたします。
※本保証は建築会社様や、建物所有者様に対して保証するものではありません。

記

I. 保証事項

- 保証対象物件に、エコボロン®PROが本来有するべき性能が発揮されずにシロアリによる損害が発生した場合、保証規定に基づき、修復費用を賠償いたします。
- 保証の対象となるシロアリは、イエシロアリとヤマトシロアリの2種類とします。
- 本保証は、保証規定の各条項を満たしたものに限り、満たしていない場合は一切保証されません。裏面の保証規定を必ずご精読ください。

II. 保証対象物件

所有者	山田太郎 様		
所在地	埼玉県草加市		
保証期間	2019年10月1日	から	保証期間は施工完了日から10年間
	2029年10月1日	まで	
定期点検	5年目 ※保証期間中必須	定期点検は認定施工店が実施します。 点検費用等についてはお施主様(建物所有者)と事前に打合せ・合意してください。	
施工の種類	新築	1階床面積	50.00 m ²
使用材料	エコボロン®PRO	使用数量	1.5 缶
建築会社	株式会社エコボロン	(住所)	埼玉県草加市
		(電話)	***-***-****
特記事項			

ECOPOWDER
Corporation Japan

エコボロン®PRO 新築 10 年 性能保証制度 保証規定 (2019. 10. 01) (補正 191007 版)

(保証の概要)

第 1 条

1. **エコボロン®PRO** 新築 10 年性能保証制度 (以下「本保証」という) は、本保証規定に基づき、本保証の対象となる住宅 (以下「対象住宅」という) にシロアリの被害が発見され、その修復工事を行う場合に、株式会社エコパウダー (以下「当社」という) が、施工を実施した代理店または認定施工店 (以下「施工店」という) に対して、修復工事にかかる費用を補償するものである。
2. 本保証の適用には、本保証規定に定める各条項を満たしていることを必要とする。
3. 本保証は当社と引受損害保険会社との間に締結された保険契約を根拠として成立している。

(保証回数および補償金等)

第 2 条

1. 本保証は、有効期間中に 1 回限り有効とする。
2. 修復工事費用の補償金額は 300 万円を限度とする。ただし、免責金は 3 万円とする。

(対象となる住宅および範囲)

第 3 条

1. 対象住宅は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) 新築時または増築時に、当社の規定する施工マニュアルに則り、施工店に所属し当社に認定施工士として登録された者 (以下「施工士」という) によって**エコボロン®PRO** が施工されていること。ただし増築の場合には増築部分のみが保証範囲となり、既築部分はこれに含まれない。
 - (2) 基礎が鉄筋コンクリート造のべた基礎またはスチール製メッシュとコンクリートによる防湿コンクリート造りの基礎で、基礎高が内部外部とも 300mm 以上あり、床下に人が潜っての点検が可能であること。ただしこれに該当しない基礎であっても、シロアリの侵入に対して強い工法であると判断される場合、保証対象となる。
 - (3) 浴室が JIS A4416 相当以上の防水性能を有するユニットバスであること、または浴室周りがコンクリート造りの腰高布基礎もしくはコンクリートブロックによる腰壁であること。ただし、ユニットバスでない浴室の場合には浴室周りは保証の対象外となる。また浴室周りから侵入した可能性のあるシロアリの被害は保証対象外となる。(第 11 条参照)
 - (4) 基礎外側断熱材を使用している場合、第三者機関で防蟻性能を有することが確かめられた材を使用していること。なお、第 11 条による制限がある。
 - (5) 第 11 条各号に該当のないこと。
2. 本保証が適用される範囲は、対象住宅の登記部分 (ぬれ縁、テラス、車庫などは対象外) に限る。

(対象となるシロアリの被害)

第 4 条

1. 本保証の対象となるシロアリの被害は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害であること。
※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ等はこれに含まれない。
 - (2) **エコボロン®PRO** が処理された木部の処理面から深さ 5mm を超えて内部まで食害された被害および同木部の処理面から内部を食害し貫通することで他の建築材料に広がった被害であること。
 - (3) **エコボロン®PRO** で処理された木部が土壌等に接触せず、かつ雨水、漏水、洪水または著しい結露等によって水に晒された経歴がないこと。ただし、新築時や増築時に木部が水に晒された場合で、当該箇所を**エコボロン®PRO** で再処理した場合には、ここでいう経歴には含まれない。
 - (4) 第 11 条各号に該当のないこと

(保証の申込)

第5条

1. 本保証は申込みを必要とする。申込み資格を有するのは、対象住宅に**エコボロン®PRO**を施工した施工店に限る。
2. 本保証の申込みには、申込者が次の各号に掲げる手続きを行う必要がある。
 - (1) 施工士が、**エコボロン®PRO**施工時点で最新の施工マニュアルに則り施工を実施していること。
 - (2) 保証を利用するには施工写真の提出が必要となるため、施工マニュアルに従って施工写真を撮影し、保証期間が終了するまでの間、施工写真を保管すること。
 - (3) 各月1日から末日までに**エコボロン®PRO**の施工が完了した物件の保証申込書を作成し、翌月10日までに当社に提出(FAX送信可)すること。また、同月20日までに当社指定口座に保証料を振込むこと。
3. 1つの対象住宅に本保証を重複して申込みすること、および付保することはできない。重複する場合、保証期間の終期が最も早い1保証のみを有効とする。

(効力の発生、有効期間、失効)

第6条

1. 当社が発行する保証書が申込者に引き渡された時をもって本保証の効力が発生し、その時点から申込者は被保証者となる。
2. 本保証の有効期間は、対象住宅への**エコボロン®PRO**の施工完了日から起算し、新築物件の場合は10年後の午後4時まで、増築物件の場合は5年後の午後4時までとする。
3. 第11条各号に該当があるなど、本保証が適用されないことが明らかとなった場合、その時点で本保証は失効する。

(被保証者の管理義務)

第7条

被保証者は、本保証の有効期間中、第5条2項(2)に定める写真の保管とともに、第8条(定期点検)、第9条(通知義務)および第10条(事故連絡および保証の申し出)に定める各種手続きを遅滞なく適切に実施する義務(以下「保証管理義務」という)を負う。保証管理義務を怠ったことが明らかになったときは、その時点で本保証は失効する。

(定期点検)

第8条

被保証者は、対象住宅への**エコボロン®PRO**施工完了日または住宅の引渡し日の5年後の応当日前後3ヵ月の間に点検を実施し、点検完了日から2週間以内に、定期点検報告書を当社に提出する必要がある。(FAX送信可)ただし、新築時に、最新の施工マニュアルに則り**アルトリセット 200SC**による玄関周り、勝手口周り等の土壌処理を実施し、保証申込書と共に土壌処理施工完了報告書を提出した場合、点検は不要とする。

(通知義務)

第9条

次に掲げる各号に該当する場合、被保証者は、2週間以内に書面にて当社に連絡をする必要がある。

- (1) 対象住宅の所有者に変更があったとき
- (2) 被保証者(施工店)が社名変更、事業の廃止または廃業したとき
- (3) 対象住宅の増改築、改装、用途変更、補修または移設等があったとき

(事故連絡および保証の申し出)

第10条

1. 点検時や居住者などからの情報によりシロアリの発生を発見、または可能性があると判断した場合、被保証者はすみやかに当社に連絡をし、連絡後2週間以内に、規定書類(①被害状況報告書 ②住宅の修理見積書 ③保証書)とともに、第5条2項(2)の施工写真および被害箇所の写真を提出する必要がある。ただし②については、当社と打合せをした後の提出でも良い。

2. 被害状況報告書ならびに見積もりに基づき、当社社員または損害保険会社の社員等が被害状況を確認する場合、被保証者は協力しなければならない。
3. 被保証者は、修復工事が必要か否かの判断がつかない場合、木造建築の専門家(一級建築士等)の判断を仰ぐこと。
4. 本条1項の連絡と諸手続きを完了後、被保証者は当社との間で書面による合意書を締結した後、速やかに当該建物のシロアリ駆除作業を行わなければならない。なお、被保証者が正当な事由が無く駆除作業に着手しない場合、当社が被保証者の代理として、直接駆除業者に駆除工事を依頼することができる。この際、被保証者は施主に対し、その旨を説明し、駆除作業に支障が出ないように優先して協力する義務を負う。駆除費用はすべて被保証者の負担とし、当社から請求があったときは、請求日の日付から30日以内に精算しなければならない。

(保証が適用されない場合)

第11条

次に掲げる各号のうちに該当があった場合には、本保証は適用されない。

- (1) 地震、火山の噴火、洪水、津波、台風、暴風雨または豪雨等の自然現象が原因となりシロアリが誘発された場合
- (2) 沖縄県、伊豆諸島、小笠原諸島、薩南諸島または日本国外に所在する住宅の場合
- (3) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害でない場合 (※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ、キクイムシ、腐朽菌、その他木材害虫による被害など)
- (4) **エコボロン®PRO** の施工完了日以前から、すでにシロアリに侵入されていた場合
- (5) 対象住宅への**エコボロン®PRO** の施工時に、最新の施工マニュアルを遵守した施工がされていなかった場合 (処理量の不足、必須施工箇所の処理忘れ、雨水等に濡れた際の再処理を怠った、など)
- (6) **エコボロン®PRO** による処理がされていない木部 (玄関上がり框や胴縁等) からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (7) **エコボロン®PRO** による処理が木部全面にされていない場合で、無処理の部位からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (8) **エコボロン®PRO** による処理がされた木部にヒビ割れ等の損壊が発生し、そこからシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (9) 木部が撥水性能を有しているため**エコボロン®PRO** の浸透が妨げられた場合で、その木部からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (10) 増築時に**エコボロン®PRO** を施工し保証を付保した対象住宅の場合で、増築部以外 (既築部および既築部と増築部の接合する箇所等) からシロアリが侵入して発生した被害である場合
- (11) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分の被害である場合
- (12) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分から侵入した可能性のあるシロアリの被害である場合
- (13) 基礎の仕上げ材 (木質系サイディング材、サイディング裏に貼付された断熱材、基礎表面モルタル仕上げ材、基礎表面に貼付されたタイルやレンガ等) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (14) 基礎断熱工法の基礎断熱材 (内側・外側) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (15) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の土間仕上げ材 (タイル、レンガ、コンクリート、モルタル仕上げ等) の下地材 (断熱材、盛土、盛砂等) を通って (これらは目視点検ができない箇所) シロアリが侵入し発生した被害である場合
- (16) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の下地造成、仕上げ造成 (盛土、盛砂、断熱材等) に起因し、または基礎型枠材に使用する部材 (セパレーター) の隙間からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (17) 対象住宅の施工の不備、防水の不具合、または損壊等が発生した際の修繕の不備が原因となりシロアリが侵入し発生した被害の場合

(18) 故意または過失、および住宅構造によって、シロアリが誘引された状況が強く認められる場合(※床下土間の清掃不備、防水不具合等による湿潤状態の継続、基礎外周の土盛り、耐力壁や下地板等の耐湿処理の不備、基礎立ち上がり部分に接した基礎断熱材・サイディング等の建材に起因する場合、など)

(19) 被保証者が保証管理義務(第8条 定期点検義務、第9条 通知義務、第10条 事故連絡および保証の申出)を怠った場合

(20) 引受損害保険会社が廃業等で滅失した場合または損害保険事業を廃止した場合

(21) 本保証の保証期間が終了した場合

(22) 建物にシロアリが発生または発生の疑いが生じたとき、認定施工店に連絡が無く防除施工、駆除施工または修復施工がされた場合

(5年延長保証制度)

第12条

1. 被保証者は本保証を同条件で5年延長するため「5年延長性能保証制度」を1回に限り申込むことができる。
2. 申込条件等は別途「5年延長性能保証制度 保証規定」に規定される。主な条件として①本保証が有効であること、②本保証期間の終了日3ヵ月前から終了日までの間に**エコボロン®PRO**を再施工すること、③延長申込手続を行うこと、がある。

(事故調査および補償金額の決定)

第13条

1. 補償金額は、第10条の事故調査等を参考に、専門家によって算出された修復費用の評価金額により決定する。
2. 補償金額はシロアリによる被害部分の修復を目的とする直接の工事費用に限られる。(事故調査費用はこれに含まれるが、修復工事後の新たな防腐防蟻処理の費用は含まれない。)
3. 第10条の事故調査等の結果、保証が適用されないことが明らかとなった場合、修復費用は補償されず、また事故調査費用も補償されない。

(保証方法)

第14条

1. 第13条により決定された補償金額が免責金の3万円を上回る場合、補償金額から免責金3万円を差し引いた額を、被保証者に対して支払うものとする。
2. 補償金額が免責金の3万円を下回る場合、補償金は支払われない。

(保証内容の変更)

第15条

当社および引受損害保険会社は、本保証規定の内容を変更する必要がある場合は、予告無く変更することができる。

(合意管轄)

第16条

本保証に関して争訟の必要が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則 この保証規定は令和元年10月1日より適用される。



保証申込書 集計表

PRO-230801

性能保証・製品保証 共通

年 月 日

※施工物件一カ月分を月末で締め、毎月 10 日までにご提出ください。
 (FAX送信可)施工後、日にちが経過したものは受付できません。

株式会社エコパウダー 御中
 FAX:048-928-0300
 MAIL:hosho@ecopowder.com

認定施工士番号
 会社名 社印
 住所
 担当者名
 電話
 FAX/MAIL

エコボロン®PRO による防蟻処理を完了しましたので、保証申込書を提出します。

年 月 1日 ~ 末日 エコボロン®PRO 施工完了分 ※保証種別の申込み件数をご記入ください。

保証種別	申込件数	100 m ² 以内		100 m ² 超 150 m ² 以内		以降 50 m ² 増える毎に	
		合計	保証料	件数	保証料	件数	保証料
性能保証 5年/更新/延長		2,500 円		5,000 円		2,500 円ずつ増額	
性能保証 10年		5,000 円		10,000 円		5,000 円ずつ増額	
30年保証システム		15,000 円		30,000 円		15,000 円ずつ増額	
カンザイシロアリ特約		10,000 円		20,000 円		10,000 円ずつ増額	
製品保証		-	-	-	-	-	-

※製品保証は他の保証と兼ねることはできませんのでご了承下さい。

※カンザイシロアリ特約は、性能保証10年または30年保証システムと同時申込が必要です。

※本保証は、保証をお申込み頂いた認定施工店様に対する保証となりますのでご注意ください。

※集計表・保証申込書の確認後、保証料請求書(振込口座案内)を FAX/MAIL 致します。

※保証料は消費税別の価格表示です。振込手数料はご負担願います。

※保証料請求書原本は必要に応じて郵送致します。➡ 請求書原本 必要(✓チェックして下さい)

保証申込書の記載内容については事実と相違ありません。

保証申込書の提出に遅滞または内容の脱漏があったときは、その遅滞または内容の脱漏が自らの故意または重大な過失によらなかったことを立証した場合以外、保証書が発行されず、保証を受けることができないことを了承致します。

また、必要となる保証料を 20 日までに支払うこと、および保証料を支払わなかった場合には保証書が発行されず、保証を受けることができないことを了承致します。 以上

<エコパウダー記入欄>

様

保証申込書の内容について、記入・捺印漏れが無い事、保証条件の充足を確認しました。

保証書は、保証料のご入金確認後、貴社宛に送付いたします。

年 月 日 担当



保証申込書

PRO-230801

※(性能保証 5年・10年・更新・延長・製品保証 5年)

年 月 日

↑いずれかに○をしてください

株式会社エコパウダー 御中

FAX:048-928-0300

MAIL:hosho@ecopowder.com

認定施工士番号

会社名

申込者 住所 社印

(施工者) 担当者名

電話 ()

FAX/MAIL ()

エコボロンPROによる防蟻処理が完了しましたので保証の申込を致します。

所有者	様		
住所	〒		
現場住所 (住所と異なる場合記入)	〒		
建築会社	(社名) (住所)	(電話番号)	
施工種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築・増改築・更新・延長等	既存保証書番号 (既築・増改築・更新・延長等の場合に記載)	
使用缶数	缶	1階床面積	m ²
エコボロン施工完了日	西暦 年 月 日		

【付保条件等のチェック】※該当する口にチェックして下さい(複数チェック可)

【施工箇所等のチェック】※該当する口にチェックして下さい(複数チェック可)

建築工法	<input type="checkbox"/> 在来軸組 <input type="checkbox"/> その他()	土台・大引き	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
基礎の種類	<input type="checkbox"/> べた基礎 <input type="checkbox"/> その他()	根太	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
床下点検	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能	床パネル	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
基礎断熱材	<input type="checkbox"/> 外側 <input type="checkbox"/> 内側 <input type="checkbox"/> 無し	床束	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
基礎断熱材製品名	()	壁構造用合板	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
浴室	<input type="checkbox"/> ユニットバス(JIS A4416 相当) <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> コンクリ造の腰高基礎または腰壁	柱・間柱・筋かい	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
着色	<input type="checkbox"/> 着色した(色:)	基礎外周立ち上がり 打継ぎ部 内側	※立ち上がり内側および水平方向 50cm <input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 打継ぎ無し
施工仕様書の遵守	<input type="checkbox"/> 遵守して施工した	配管・水抜き穴周り	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
保証内容の理解	<input type="checkbox"/> 保証規定を読み、内容を理解した	基礎断熱材	<input type="checkbox"/> 上端 <input type="checkbox"/> 下端 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
		土壌処理 アルトリセット 200SC	<input type="checkbox"/> 玄関周り <input type="checkbox"/> 勝手口周り <input type="checkbox"/> 外周全て <input type="checkbox"/> 処理無し <input type="checkbox"/> その他()

※10年保証の5年目点検を免除申請する場合、アルトリセット 200SC による土壌処理施工完了報告書を添付してください。

特記事項※無処理箇所からの食害は保証対象外です。木口面、土台底面、接合部など処理できなかった箇所がある場合にはその旨をご記入ください。

※ 基礎外側断熱材は、第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている断熱材を使用してください。保証規定第3条(4)参照

※ 基礎内側断熱材におきましても、第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている断熱材を推奨いたします。

【エコパウダー記入欄】記載して頂いた個人情報をご本人の同意なくして、利用目的の範囲を超えて利用することはございません。

保証書番号	保証書発行日	年 月 日
-------	--------	-------



30年保証システム申込書

PRO-230801

※アルトリセット 200SC 土壌処理 施工完了報告書を添付してください。

年 月 日

株式会社エコパウダー 御中

FAX:048-928-0300

MAIL:hosho@ecopowder.com

認定施工士番号 _____

会社名 _____

住所 _____ 社印

申込者
(施工者)

担当者名 _____

電話 (_____)

FAX/MAIL (_____)

エコボロン[®]PROによる防蟻処理が完了しましたので保証の申込を致します。

所有者	様		
住所	〒 _____		
現場住所 (住所と異なる場合記入)	〒 _____		
建築会社	(社名) (住所)	(電話番号)	
施工種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築・増改築・更新等	既存保証書番号 (既築・増改築・更新等の場合に記載)	
使用缶数	缶 _____	1階床面積	m ² _____
エコボロン施工完了日	西暦 年 月 日		

【付保条件等のチェック】※該当する□にチェックして下さい (複数チェック可)

【施工箇所等のチェック】※該当する□にチェックして下さい (複数チェック可)

建築工法	<input type="checkbox"/> 在来軸組 <input type="checkbox"/> その他(_____)	土台・大引き	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
基礎の種類	<input type="checkbox"/> ベタ基礎 <input type="checkbox"/> その他(_____)	根太	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
床下点検	<input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能	床パネル	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
基礎断熱材	<input type="checkbox"/> 外側 <input type="checkbox"/> 内側 <input type="checkbox"/> 無し	床束	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
基礎断熱材製品名	(_____)	壁構造用合板	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
浴室	<input type="checkbox"/> ユニットバス(JIS A4416 相当) <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> コンクリ造の腰高基礎または腰壁	柱・間柱・筋かい	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
着色	<input type="checkbox"/> 着色した(色: _____)	基礎外周立ち上がり 打継ぎ部 内側	※立ち上がり内側および水平方向 50cm <input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 打継ぎ無し
施工仕様書の遵守	<input type="checkbox"/> 遵守して施工した	配管・水抜き穴周り	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
保証内容の理解	<input type="checkbox"/> 保証規定を読み、内容を理解した	基礎断熱材	<input type="checkbox"/> 上端 <input type="checkbox"/> 下端 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 無し
		土壌処理 アルトリセット 200SC	<input type="checkbox"/> 玄関周り <input type="checkbox"/> 勝手口周り <input type="checkbox"/> 外周全て <input type="checkbox"/> 処理無し <input type="checkbox"/> その他(_____)

※アルトリセット 200SC による土壌処理施工完了報告書を添付してください。

特記事項※無処理箇所からの食害は保証対象外です。木口面、土台底面、接合部など処理できなかった箇所がある場合にはその旨をご記入ください。

※ 基礎外側断熱材は、第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている断熱材を使用してください。保証規定第3条(4)参照

※ 基礎内側断熱材におきましても、第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている断熱材を推奨いたします。

【エコパウダー記入欄】記載して頂いた個人情報をご本人の同意なくして、利用目的の範囲を超えて利用することはございません。

保証書番号	保証書発行日	年 月 日
-------	--------	-------



アメリカカンザイシロアリ保証申込書

PRO-230801

※性能保証10年または30年保証システムと同時に申込してください

年 月 日

株式会社エコパウダー 御中

FAX:048-928-0300

MAIL:hosho@ecopowder.com

認定施工士番号

会社名

申込者 住所

(施工者) 担当者名

電話 ()

FAX/MAIL ()

アメリカカンザイシロアリ対策の全構造材防蟻処理が完了しましたので、保証の申込を致します。

所有者	様			
住所	〒			
現場住所 (住所と異なる場合記入)	〒			
使用箱数 (地下シロアリ対策も含めた 総使用箱数を記載)	箱	床面積	1階 m ² /2階 m ² /3階 m ²	m ²
			(総床面積 m ²)	
エコボロン施工完了日	西暦	年	月	日

【付保条件等のチェック】※該当する□にチェックして下さい (複数チェック可)

【施工箇所等のチェック】※該当する□にチェックして下さい (複数チェック可)

建築工法	<input type="checkbox"/> 在来軸組 <input type="checkbox"/> その他()	1階床 構造材	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
床下点検	(完成時) <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能	1階壁 構造材	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
天井裏点検	(完成時) <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 無し	2階床 構造材	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
小屋裏点検	(完成時) <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 無し	2階壁 構造材	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
着色	<input type="checkbox"/> 着色した(色:) <input type="checkbox"/> 無し	3階床 構造材	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
施工仕様書の遵守	<input type="checkbox"/> 遵守して施工した	3階壁 構造材	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
保証内容の理解	<input type="checkbox"/> 保証規定を読み、内容を理解した	小屋組材 (屋根裏部屋含む)	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外
		構造用面材(壁)	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
		構造用面材(床)	<input type="checkbox"/> 処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し
		屋根 野地板(総階)	<input type="checkbox"/> 下面処理 <input type="checkbox"/> 両面処理 <input type="checkbox"/> 未処理 <input type="checkbox"/> 木製以外 <input type="checkbox"/> 無し

特記事項 ※無処理箇所からの食害は保証対象外です。

※処理できなかった構造材や、処理できなかった箇所(木口面、土台底面、接合部など)がある場合にはその旨をご記入ください。
 ※施工箇所のチェック欄に該当しない材料に処理を実施した場合にはその旨をご記入ください。

※ 基礎外側断熱材は、第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている断熱材を使用してください。保証規定第3条(4)参照

※ 基礎内側断熱材におきましても、第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている断熱材を推奨いたします。

【エコパウダー記入欄】記載して頂いた個人情報、ご本人の同意なくして、利用目的の範囲を超えて利用することはございません。

保証書番号		保証書発行日	年 月 日
-------	--	--------	-------

アルトリセット 200SC 土壌処理 施工完了報告書 (191001 版)

土壌処理 施工日	西暦 年 月 日		
所 有 者	様		
住 所	〒		
現 場 住 所 <small>(住所と異なる場合記入)</small>	〒		
建 築 会 社	(社名) (住所) (電話番号)		
使 用 本 数	本 (製造番号)	1 階 床 面 積	m ²
処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 溝処理 <input type="checkbox"/> 土壌注入処理 <input type="checkbox"/> その他()		
処 理 箇 所	<input type="checkbox"/> 全面(全周) <input type="checkbox"/> 玄関ポーチ周囲 <input type="checkbox"/> 勝手口周囲 <input type="checkbox"/> その他()		
(施工箇所 見取り図)			
(備考・コメント欄)	施工会社名		
	住 所	〒	
	電 話		
	担 当 者 名		



定期点検報告書

PRO-140101

報告(郵送)日 年 月 日

調査日 年 月 日

調査員 印

(施工者) 申込者	印
--------------	---

保証書記載内容	
保証書番号	様
所在地	
保証期間	~
施工の種類	
使用材料	エコボロン® PRO
1階床面積	m ²
建築会社	

(定期点検代行者: 印)

年目

■ 定期点検を怠ったり、虚偽の報告をした場合には保証は無効となります。

現地調査シート(必ず調査員が記入すること)

はじめに(聞きとり)

- ① 羽アリを見かけたか 無い ある
 ② 床にフカフカしているところはないか 無い ある

外まわり

- ① 濡れ縁に食害があるか 無い ある
 ② 外壁に立てかけられた木材等に食害があるか 無い ある
 ③ 基礎近くの木箱・植木鉢・ゴミ等に食害があるか 無い ある
 ④ 基礎近くの排水外付近に蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ※ 土に直接面している外は、その外側(土の中)にシロアリが存在することが多いのでチェックしてください
 ⑤ 基礎近くに放置されている物(枯れ木、材木等)に食害があるか 無い ある
 ⑥ 基礎の立上りに蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ⑦ 排水口や換気口付近に蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ⑧ 基礎外側断熱の場合、断熱材の上端などに蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ※ 配管材とコンクリートの接続部分に蟻道(蟻土)があるかどうかをチェックしてください
 ※ 枯れ木や材木等はシロアリの食害を誘発いたしますので、必ず片づけてください(床下も同様)

床下部分

- ① 床下の廃材などに食害があるか 無い ある
 ② 床下で濡れていたり、湿っていたりする箇所があるか 無い ある
 ③ 基礎に蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ④ 束石及び束材に蟻道(蟻土)はあるか 無い ある
 ⑤ 木製束材に食害があるか 無い ある
 ⑥ 土台、大引き材に食害はあるか 無い ある
 ⑦ 根太材に食害があるか 無い ある
 ⑧ 水周り(浴室、洗面所、トイレ、キッチン)に蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ⑨ 水周り部分の木材、断熱材に食害があるか 無い ある
 ⑩ 玄関上がり框付近(内部から観察)に蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ⑪ 玄関上がり框の食害はあるか 無い ある
 ⑫ 基礎内側断熱の場合、断熱材の上端などに蟻道(蟻土)があるか 無い ある
 ※基礎外周の打継ぎ部や配管・水抜き穴周りは特に注意してチェックしてください
 ※食害部を打診すると、空洞音や鈍い音がするので入念にチェックしてください

■ 本チェックリストに含まれない点に関しても、不審点がありましたら必ずチェックして、下記に記入してください

--	--

〔建築主様ご記入欄〕

(ご署名)

年 月 日

本日、定期点検をしていただきました。

印

※ 日付・ご署名欄は建築主様が責任をもって自署して下さい。建築主様によるご記入がないものは無効となります。

※ 定期点検報告書の写し(FAX提出の場合は原本)は、認定施工店様にて保管してください。

エコボロン[®]PRO シロアリ保証制度 (新築30年保証システム)概要

対象物件	新築（※1階床面積100㎡以内が対象。100㎡超の物件は別途相談）
対象事故	エコボロン[®]PRO を施工した木部施工面からシロアリに食害されたことによる被害
対象虫	イエシロアリ・ヤマトシロアリ（カンザイシロアリは保証対象外）
保証内容	修復費用を補償（上限300万円、免責額3万円）
保証期間	エコボロン[®]PRO 施工完了日から30年間 ※10年目と20年目の定期メンテナンスが条件
被保証者 (申込者)	エコボロン[®]PRO 代理店 または 認定施工店で、施工を実施した業者
申込手続	エコボロン[®]PRO 施工完了物件1ヵ月分を月末で締め ① 翌月10日までに保証申込書および土壌処理施工完了報告書を提出 ② 同月20日までに保証料を支払
保証料	15,000円(税別)/件
定期メンテナンス	10年目・20年目にシロアリの発生有無を確認した上で、メンテナンス施工を実施 (※メンテナンス施工とは、 エコボロン[®]PRO 床下噴霧、 アルトリセット 200SC による外周土壌処理になります)
施工	① エコボロン[®]PRO 施工マニュアルを遵守した施工 ② アルトリセット 200SC による土壌処理（専用の施工マニュアルを遵守すること） ※必ず施工記録写真を撮影し、保管すること
基礎工法	鉄筋コンクリート造のべた基礎、またはスチール製メッシュとコンクリートによる防湿コンクリート造りの基礎で、床下点検(床下での施工)が可能であること
浴室	JIS A4416相当以上の性能を有するユニットバス またはコンクリート造の腰高布基礎、もしくはコンクリートブロックによる腰壁 ※ユニットバスでない場合、浴室周りは保証対象外になります。
基礎外側断熱材	第三者機関で防蟻性能を有することが確認されている材であること ※基礎断熱材(外側・内側を問わず)の接着面(基礎側)あるいは内部より侵入したシロアリ被害は保証対象外
注意点	(1)沖縄県・伊豆諸島・小笠原諸島・薩南諸島・日本国外は保証対象外です。 (2)その他主な免責事項として ①引受損害保険会社の滅失、事業の廃止 ②施工面以外からの食害 ③手続・点検の不備等があります。 (3) アルトリセット 200SC は土壌処理用薬剤になりますので、『しろあり防除施工士』の資格保有者による取扱い及び施工をお願いします。 ※詳細は、保証規定をご確認ください。 ※10年目・20年目の点検費用はメンテナンス施工費用のお見積りの中で調整願います。

エコボロン®PRO 新築 30 年保証システム 保証規定 (2019. 10. 01) (補正 191007 版)

(保証の概要)

第 1 条

1. **エコボロン®PRO** 新築 30 年保証システム (以下「本保証」という) は、本保証規定に基づき、本保証の対象となる住宅 (以下「対象住宅」という) にシロアリの被害が発見され、その修復工事を行う場合に、株式会社エコパウダー (以下「当社」という) が、施工を実施した代理店または認定施工店 (以下「施工店」という) に対して、修復工事にかかる費用を補償するものである。
2. 本保証の適用には、本保証規定に定める各条項を満たしていることを必要とする。
3. 本保証は当社と引受損害保険会社との間に締結された保険契約を根拠として成立している。

(保証回数および補償金等)

第 2 条

1. 本保証は、有効期間中に 1 回限り有効とする。
2. 修復工事費用の補償金額は 300 万円を限度とする。ただし、免責金は 3 万円とする。

(対象となる住宅および範囲)

第 3 条

1. 対象住宅は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) 新築時に、当社の規定する施工マニュアルに則り、施工店に所属し当社に認定施工士として登録された者 (以下「施工士」という) によって、**エコボロン®PRO** の施工および**アルトリセット 200SC** による外周土壌処理が行われていること。
 - (2) 基礎が鉄筋コンクリート造のべた基礎またはスチール製メッシュとコンクリートによる防湿コンクリート造りの基礎で、基礎高が内部外部とも 300mm 以上あり、床下に人が潜っての点検が可能であること。ただしこれに該当しない基礎であっても、シロアリの侵入に対して強い工法であると判断される場合、保証対象となる。
 - (3) 浴室が JIS A4416 相当以上の防水性能を有するユニットバスであること、または浴室周りがコンクリート造りの腰高布基礎もしくはコンクリートブロックによる腰壁であること。ただし、ユニットバスでない浴室の場合には浴室周りは保証の対象外となる。また浴室周りから侵入した可能性のあるシロアリの被害は保証対象外となる。(第 1 1 条参照)
 - (4) 基礎外側断熱材を使用している場合、第三者機関で防蟻性能を有することが確かめられた材を使用していること。なお、第 1 1 条による制限がある。
 - (5) 第 1 1 条各号に該当のないこと。
2. 本保証が適用される範囲は、対象住宅の登記部分 (ぬれ縁、テラス、車庫などは対象外) に限る。

(対象となるシロアリの被害)

第 4 条

1. 本保証の対象となるシロアリの被害は、次の各号に掲げる条件を全て満たしているものに限る。
 - (1) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害であること。
※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ等はこれに含まれない。
 - (2) **エコボロン®PRO** が処理された木部の処理面から深さ 5mm を超えて内部まで食害された被害および同木部の処理面から内部を食害し貫通することで他の建築材料に広がった被害であること。
 - (3) **エコボロン®PRO** で処理された木部が土壌等に接触せず、かつ雨水、漏水、洪水または著しい結露等によって水に晒された経歴がないこと。ただし、新築時に木部が水に晒された場合で、当該箇所を**エコボロン®PRO** で再処理した場合には、ここでいう経歴には含まれない。
 - (4) 第 1 1 条各号に該当のないこと

(保証の申込)

第5条

1. 本保証は申込みを必要とする。申込み資格を有するのは、対象住宅に**エコボロン®PRO**を施工した施工店に限る。
2. 本保証の申込みには、申込者が次の各号に掲げる手続きを行う必要がある。
 - (1) 施工士が、**エコボロン®PRO**施工時点で最新の施工マニュアルに則り、**エコボロン®PRO**の施工および**アルトリセット 200SC**による外周土壌処理を実施していること。
 - (2) 保証を利用する際には施工写真の提出が必要となるため、施工マニュアルに従って施工写真を撮影し、保証期間が終了するまでの間、施工写真を保管すること。
 - (3) 各月1日から末日までに施工が完了した物件の**エコボロン®PRO**保証申込書および土壌処理施工完了報告書を作成し、翌月10日までに当社に提出(FAX送信可)すること。また、同月20日までに当社指定口座に保証料を振込むこと。
3. 1つの対象住宅に本保証を重複して申込みすること、および付保することはできない。重複する場合、保証期間の終期が最も早い1保証のみを有効とする。

(効力の発生、有効期間、失効)

第6条

1. 当社が発行する保証書が申込者に引き渡された時をもって本保証の効力が発生し、その時点から申込者は被保証者となる。
2. 本保証の有効期間は、対象住宅への**エコボロン®PRO**の施工完了日から起算し30年後の午後4時までとする。
3. 第11条各号に該当があるなど、本保証が適用されないことが明らかとなった場合、その時点で本保証は失効する。

(被保証者の管理義務)

第7条

被保証者は、本保証の有効期間中、第5条2項(2)に定める写真の保管とともに、第8条(定期メンテナンス)、第9条(通知義務)および第10条(事故連絡および保証の申し出)に定める各種手続きを遅滞なく適切に実施する義務(以下「保証管理義務」という)を負う。保証管理義務を怠ったことが明らかになったときは、その時点で本保証は失効する。

(定期メンテナンス)

第8条

被保証者は、対象住宅への**エコボロン®PRO**施工完了日または住宅の引渡し日の10年後、20年後の応当日前後3ヵ月の間にそれぞれ点検を実施した後、**エコボロン®PRO**の施工および**アルトリセット 200SC**による外周土壌処理を行い、施工完了日から2週間以内に、定期メンテナンス報告書を当社に提出する必要がある。(FAX送信可)

(通知義務)

第9条

次に掲げる各号に該当する場合、被保証者は、2週間以内に書面にて当社に連絡をする必要がある。

- (1) 対象住宅の所有者に変更があったとき
- (2) 被保証者(施工店)が社名変更、事業の廃止または廃業したとき
- (3) 対象住宅の増改築、改装、用途変更、補修または移設等があったとき

(事故連絡および保証の申し出)

第10条

1. 定期メンテナンス時や居住者などからの情報によりシロアリの発生を発見、または可能性があると判断した場合、被保証者はすみやかに当社に連絡をし、連絡後2週間以内に、規定書類(①被害状況報告書 ②住宅の修理見積書 ③保証書)とともに、第5条2項(2)の施工写真および被害箇所の写真を提出する必要がある。ただし②については、当社と打合せをした後の提出でも良い。

2. 被害状況報告書ならびに見積もりに基づき、当社社員または損害保険会社の社員等が被害状況を確認する場合、被保証者は協力しなければならない。
3. 被保証者は、修復工事が必要か否かの判断がつかない場合、木造建築の専門家(一級建築士等)の判断を仰ぐこと。
4. 本条1項の連絡と諸手続きを完了後、被保証者は当社との間で書面による合意書を締結した後、速やかに当該建物のシロアリ駆除作業を行わなければならない。なお、被保証者が正当な事由が無く駆除作業に着手しない場合、当社が被保証者の代理として、直接駆除業者に駆除工事を依頼することができる。この際、被保証者は施主に対し、その旨を説明し、駆除作業に支障が出ないように優先して協力する義務を負う。駆除費用はすべて被保証者の負担とし、当社から請求があったときは、請求日の日付から30日以内に精算しなければならない。

(保証が適用されない場合)

第11条

次に掲げる各号のうちに該当があった場合には、本保証は適用されない。

- (1) 地震、火山の噴火、洪水、津波、台風、暴風雨または豪雨等の自然現象が原因となりシロアリが誘発された場合
- (2) 沖縄県、伊豆諸島、小笠原諸島、薩南諸島または日本国外に所在する住宅の場合
- (3) イエシロアリ属およびヤマトシロアリ属に分類されるシロアリによる被害でない場合 (※アメリカカンザイシロアリ、ダイコクシロアリ、キクイムシ、腐朽菌、その他木材害虫による被害など)
- (4) **エコボロン®PRO** の施工完了日以前から、すでにシロアリに侵入されていた場合
- (5) 対象住宅への**エコボロン®PRO** の施工時に、最新の施工マニュアルを遵守した施工がされていなかった場合 (処理量の不足、必須施工箇所の処理忘れ、雨水等に濡れた際の再処理を怠った、など)
- (6) **エコボロン®PRO** による処理がされていない木部 (玄関上がり框や胴縁等) からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (7) **エコボロン®PRO** による処理が木部全面にされていない場合で、無処理の部位からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (8) **エコボロン®PRO** による処理がされた木部にヒビ割れ等の損壊が発生し、そこからシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (9) 木部が撥水性能を有しているため**エコボロン®PRO** の浸透が妨げられた場合で、その木部からシロアリに食害され侵入された被害の場合
- (10) **アルリセット 200SC** による外周土壌処理がされていない箇所や、外周土壌処理後に土の入替等 (掘り返し、搬出、盛土を含む) が行われた箇所からシロアリに侵入された被害の場合
- (11) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分の被害である場合
- (12) ユニットバス以外の浴室周り、ぬれ縁、テラス、車庫などの保証範囲外部分から侵入した可能性のあるシロアリの被害である場合
- (13) 基礎の仕上げ材 (木質系サイディング材、サイディング裏に貼付された断熱材、基礎表面モルタル仕上げ材、基礎表面に貼付されたタイルやレンガ等) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (14) 基礎断熱工法の基礎断熱材 (内側・外側) の裏側や内部など、目視点検ができない箇所からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (15) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の土間仕上げ材 (タイル、レンガ、コンクリート、モルタル仕上げ等) の下地材 (断熱材、盛土、盛砂等) を通って (これらは目視点検ができない箇所) シロアリが侵入し発生した被害である場合
- (16) 玄関内側・外側等 (勝手口等、いわゆる住宅から出入りできる箇所を含む) の下地造成、仕上げ造成 (盛土、盛砂、断熱材等) に起因し、または基礎型枠材に使用する部材 (セパレーター) の隙間からシロアリが侵入し発生した被害である場合
- (17) 対象住宅の施工の不備、防水の不具合、または損壊等が発生した際の修繕の不備が原因となりシロアリが侵入し発生した被害の場合

(18) 故意または過失、および住宅構造によって、シロアリが誘引された状況が強く認められる場合(※床下土間の清掃不備、防水不具合等による湿潤状態の継続、基礎外周の土盛り、耐力壁や下地板等の耐湿処理の不備、基礎立ち上がり部分に接した基礎断熱材・サイディング等の建材に起因する場合、など)

(19) 被保証者が保証管理義務(第8条 定期メンテナンス、第9条 通知義務、第10条 事故連絡および保証の申出)を怠った場合

(20) 引受損害保険会社が廃業等で滅失した場合または損害保険事業を廃止した場合

(21) 本保証の保証期間が終了した場合

(22) 建物にシロアリが発生または発生の疑いが生じたとき、認定施工店に連絡が無く防除施工、駆除施工または修復施工がされた場合

(事故調査および補償金額の決定)

第12条

1. 補償金額は、第10条の事故調査等を参考に、専門家によって算出された修復費用の評価金額により決定する。
2. 補償金額はシロアリによる食害部分の修復を目的とする直接の工事費用に限られる。(事故調査費用はこれに含まれるが、修復工事後の新たな防腐防蟻処理の費用は含まれない。)
3. 第10条の事故調査等の結果、保証が適用されないことが明らかとなった場合、修復費用は補償されず、また事故調査費用も補償されない。

(保証方法)

第13条

1. 第12条により決定された補償金額が免責金の3万円を上回る場合、補償金額から免責金3万円を差し引いた額を、被保証者に対して支払うものとする。
2. 補償金額が免責金の3万円を下回る場合、補償金は支払われない。

(保証内容の変更)

第14条

当社および引受損害保険会社は、本保証規定の内容を変更する必要がある場合は、予告無く変更することができる。

(合意管轄)

第15条

本保証に関して争訟の必要が生じたときは、当社の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則 この保証規定は令和元年10月1日より適用される。

エコボロン 保証一覧

2022/6/20現在

	性能保証 (5年)	性能保証 (10年)	性能保証 (10年) ※5年目点検無し	性能保証 (5年延長) ※5年保証、10年保証が対象	30年保証システム	アメリカカンザシシロアリ 保証特約 (10年)	既設物件 (5年)
①防蟻施工	・エコボロンPRO	・エコボロンPRO ・アルトヘット外周処理 ※玄関周り、勝手口周りは必須 ・BXシールによる配管周り等の隙間埋め推奨	・エコボロンPRO ・アルトヘット外周処理 ※玄関周り、勝手口周りは必須 ・BXシールによる配管周り等の隙間埋め推奨	・エコボロンPRO	・エコボロンPRO ・アルトヘット外周処理 ※玄関周り、勝手口周りは必須 ・BXシールによる配管周り等の隙間埋め推奨	・エコボロンPRO ※土台から小屋裏までの全木部への塗付	・施工前の点検でシロアリ被害の無いことを確認 ・エコボロンPRO ・アルトヘット外周処理 ※原則、建物の基礎の外周土壌全て
②対象虫	イエシロアリ、ヤマトシロアリ ※カンザシシロアリ除く	イエシロアリ、ヤマトシロアリ ※カンザシシロアリ除く	イエシロアリ、ヤマトシロアリ ※カンザシシロアリ除く	イエシロアリ、ヤマトシロアリ ※カンザシシロアリ除く	イエシロアリ、ヤマトシロアリ ※カンザシシロアリ除く	アメリカカンザシシロアリ	イエシロアリ、ヤマトシロアリ ※カンザシシロアリ除く
③保証内容	修復費用の保証 (上限300万円、免責3万円)	修復費用の保証 (上限300万円、免責3万円)	修復費用の保証 (上限300万円、免責3万円)	修復費用の保証 (上限300万円、免責3万円)	修復費用の保証 (上限300万円、免責3万円)	修復費用の保証 (上限300万円、免責3万円)	修復費用の保証 (上限300万円・500万・1,000万円、免責1万円)
④保証申込 (施工翌月10日まで)	保証申込書提出	保証申込書提出	保証申込書と土壌処理施工完了報告書を提出	延長申し込み手続き	保証申込書と土壌処理施工完了報告書を提出	保証申込書提出	保証申込書/既築施工前点検報告書提出
⑤保証書発行 (保証料入金後発行) 基準は1階床面積 ※税抜き	100m以内	100m以内	100m以内	100m以内	100m以内	100m以内	
	2,500円	5,000円	5,000円	2,500円	15,000円	10,000円	
	100m超、150m以内	100m超、150m以内	100m超、150m以内	100m超、150m以内	100m超、150m以内	100m超、150m以内	保証料3,800円・4,800円・5,800円/件 ※1階床面積200㎡まで
⑥定期点検	以降50㎡増えるごとに	以降50㎡増えるごとに	以降50㎡増えるごとに	以降50㎡増えるごとに	以降50㎡増えるごとに	以降50㎡増えるごとに	
	2,500円増額	5,000円増額	5,000円増額	2,500円増額	15,000円増額	10,000円増額	
⑦備考	無し	5年目に点検を実施し、報告書を提出	無し	2年目に点検を実施し、報告書を提出	無し	2年目に点検を実施し、報告書を提出	4年目応当日の前後3カ月以内 に実施
	・ベタ基礎	・ベタ基礎	・ベタ基礎	・ベタ基礎	・ベタ基礎 ・10年目、20年目にメンテナンス 施工必須 (床下から処理可能な木部にエコボロンPROを施工し、基礎外側外周の土壌にアルトヘットを施工)	地下シロアリの性能保証 (10年 : 5,000円もしくは30年 : 15,000円) の申込みが必要。施工完了後3年以内に100頭超の見つかった場合は、対象外。	・ベタ基礎、布基礎 ・ユニットバス